

告示第360号

令和6年4月1日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託に係る企画提案
競技参加者の資格について（告示）

第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託に係る企画提案競技
参加者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により参加申込書等を提出してくだ
さい。

記

1 業務概要

本業務は、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に終了することから、
第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）（以下「第三期計画」という。）（計
画期間：令和7年度～11年度）を策定するに当たり、子育て当事者や子ども・若者の意見
等を反映するため、アンケート調査や分析を行うほか、第六次鹿児島市総合計画等との整合
性を図りつつ、計画策定の支援を行うものとする。

また、第三期計画は、こどもの未来応援条例を踏まえ、こども基本法第10条第2項に基
づく「市町村こども計画」と一体のものとして策定することとし、こども基本法や関連法規
のほか、こども大綱の内容などを踏まえるとともに、国や県の政策動向等にも留意しながら、
業務を行うこととする。

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる
(1)から(10)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合
(以下「共同企業体」という。)にあっては、全ての構成員が(1)から(8)まで及び(11)の全
ての要件を満たし、かつ、(9)及び(10)の要件について、各要件を満たす構成員をそれぞれ
1者以上含んでいることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でな

いこと。

- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）に滞納がないこと。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 平成29年度以降に子ども・子育て支援事業計画などのこども施策に係る計画策定に関する業務実績があること。
- (10) 平成29年度以降に子ども・子育て支援事業計画などの策定に当たり、こども施策に係るアンケート調査に関する業務実績があること。
- (11) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和6年4月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課（本館3階）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

(5) 応募に関する費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(6) その他

第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集、仕様書その他必要な情報は、全て本市ホームページにおいて入手することができる。

4 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員は(1)から(8)までの書類を、代表構成員以外の構成員は、(2)から(8)までの書類を提出すること。

(1) 企画提案競技参加申込書（様式第1号又は様式第1-2号）

(2) 事業者の概要（様式第2号）

(3) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

(4) 財務諸表等（法人の場合は申請書を提出する直前1期分の貸借対照表、損益計算書の写し。個人の場合は前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

(5) 本市発行の市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村民税」納税証明書。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

(6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(7) 業務実績調書（様式第4号）

(8) 情報セキュリティ対策チェックシート（様式第5号）

5 提出部数

各1部

6 注意事項

(1) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4(3)から(6)までに掲げる書類の提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。

(2) 共同企業体を選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書を提出すること。